

【投下固定資産額及び常用従業員数（新規雇用者数）の要件】※条例で規定しているもの

指定企業者	改正前			改正後	改正理由
		投下固定資産額	常用従業員(新規)		
新設	2千万円以上	かつ	5人以上(3人以上)	変更なし	
増設	2千万円以上	かつ	5人以上		
移設	2千万円以上	かつ	5人以上		

情報関連・ バックオフィス等 指定企業者	改正前			改正後	改正理由
		投下固定資産額	常用従業員(新規)		
新設	要件なし	かつ	新規のみ(3人以上)	変更なし	
増設	要件なし	かつ	新規のみ(3人以上)		
移設	要件なし	かつ	新規のみ(3人以上)		

該当助成金						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
企業立地助成金	雇用奨励助成金	上水道料金助成金	市有地取得費助成金	民有地取得費助成金	環境対策助成金	企業報酬立地連携・進化クオフィス等

現行の助成金は、ものづくり企業（B to B）を重点に助成制度を創設している。
※ものづくり企業が立地することで、
①市内企業への波及効果
②関連企業の更なる立地
が見込まれるため、手厚い助成制度としている。

【助成対象業種】※施行規則で規定しているもの

指定企業者	改正前			改正後	対象業種	改正理由
		投下固定資産額	常用従業員(新規)			
A (農業、林業) 植物工場	変更なし	A (農業、林業) 植物工場のみ				
B (漁業) 閉鎖循環式陸上養殖		B (漁業) 閉鎖循環式陸上養殖のみ				
E (製造業) 製造業全項目		E (製造業) 食料品、飼料、繊維、木製品、紙加工品、プラスチック、鉄鋼、金属、電子部品など				
F (電気・ガス・熱供給・水道業) バイオマス発電所(工業専用地域限定)		F (電気・ガス・熱供給・水道業) バイオマス発電所のみ				
G (情報通信業) 情報通信業全項目 (賃貸借物件で行う事業は除く。)	変更なし	G (情報通信業) データセンターなど	情報通信業全項目の追加 大規模投資が見込まれるデータセンター等については、現行の【情報関連・バックオフィス等指定企業者】で助成する制度では不十分であることから、【指定企業者】に追加する。			
H (運輸業、郵便業) 倉庫業 道路貨物運送業 運輸に附帯するサービス業	変更なし	H (運輸業、郵便業) 倉庫業、冷蔵倉庫業など 一般・特殊貨物運送、集配利用運送など 運送管理事務所、こん包業、トラックターミナル、荷さばき施設提供業など				
I (卸売業、小売業) 卸売業全項目	I (卸売業、小売業) 卸売業全項目	I (卸売業、小売業) B to B (企業が企業に対して商品やサービスを提供)	小売業の追加 総合支所管轄や沿岸部などの生活支援策のほか、雇用人数が多く短時間就労が可能、地元雇用の受け皿となり、地域定着率が高くなると見込まれることから、雇用対策、定住対策として追加			
		I (卸売業、小売業) B to C (企業が一般消費者に対して商品やサービスを提供)				B to C企業の追加にあたり、短時間雇用が見込まれることや、上水道利用が少ないと見込まれるなど、ものづくり企業が立地する際の条件とは異なることから、②～⑤を除外している。
L (学術研究、専門・技術サービス業) 自然科学研究所	変更なし	L (学術研究、専門・技術サービス業) 理学、工学、農学、医学・薬学				
M (宿泊業、飲食サービス業) 旅館・ホテル	変更なし	M (宿泊業、飲食サービス業) 旅館・ホテルなど				
N (生活関連サービス業、娯楽業) 娯楽業 (映画館、劇場、スポーツ施設、遊戯場等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業種を除く。)、カラオケボックス業)	変更なし	N (生活関連サービス業、娯楽業) 映画館、劇場、スケートリンク、乗馬クラブ、ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティングセンター、園庭、テニスマーケ、ビリヤード場、eスポーツ施設、カラオケボックスなど	娯楽業の追加 令和7年度実施の学生アンケート調査により、「遊べる場所がない」「スポーツができる環境、カラオケやショッピングモールの不足」といった声が多數寄せられたことから、若者の定住対策として追加			B to C企業の追加にあたり、短時間雇用が見込まれることや、上水道利用が少ないと見込まれるなど、ものづくり企業が立地する際の条件とは異なることから、②～⑤を除外している。
R (サービス業(他に分類されないもの)) 自動車整備業 機械修理業 電気機械修理業	変更なし	R (サービス業(他に分類されないもの)) 自動車管理事務所、整備工場 一般機械、建設機械、鉱山機械の修理 電気機械機器類の修理				
情報関連・ バックオフィス等 指定企業者	G (情報通信業) コールセンター業 データセンター 情報サービス業 インターネット付随サービス業 BPOオフィス	G (情報通信業) 情報通信業全項目 (賃貸借物件で行う事業に限る。) 【主な追加点】 A I開発、A I分析、 映像制作、アニメーション制作、 レコーディングスタジオ、広告制作など	G (情報通信業) コールセンター業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、BPOオフィス、A I開発、A I分析、映像制作、アニメーション制作、レコーディングスタジオ、広告制作など	情報通信業全項目への拡大 働き手不足に伴う省人化に対応する手法として、A Iや各種ソフトウェアの開発や通信業、映像・音声製作などが活発となっていることへの対応のため。 【参考】 A I開発(ソフトウェア業) A I分析(情報処理・提供サービス業)		

別紙資料2

【助成金種別】				改正に伴う助成金の効果（影響）額（令和8年度当初予算）			別紙資料2
	改正前	改正後	助成金の概要	改正前(円)	改正後(円)	効果（影響額：円）	改正理由
① 企業立地助成金 (既存事業者)	対象：新設、増設、移設 助成金：固定資産税全額（限度なし） 期間：5年間	変更なし 助成金：固定資産税全額（限度額2億円/年） 期間：(1)土地・家屋 5年間 (2)償却資産（耐用年数ごと） ①20年以上 5年間 ②10年以上～20年未満 4年間 ③5年以上～10年未満 3年間	新設等した事業所に課せられ、納付した固定資産税額相当額を助成する制度 (新設等に要した投下固定資産が対象)	541,882,400	243,400,200	▲ 298,482,200 償却資産の効果 ▲ 838,200 限度額2億円の効果 ▲ 297,644,000	市の財政状況を踏まえ、償却資産の対応年数に応じた助成制度に改訂した。 また、上限を設定することにより、大規模投資する企業に対する助成金を減額することで、市の財政負担の軽減を図る。
① 企業立地助成金 (データセンター)				【参考】大規模投資企業の5年間の効果 2,433,646,100	1,000,000,000	▲ 1,433,646,100	
② 雇用奨励助成金	対象：新設、増設、移設 新規雇用者を1年以上雇用した場合 助成金：各項目 限度額なし (1)新設 100万円/人 (2)増設・移設 20万円/人 ※二線堤海側、半島沿岸部 40万円/人 期間：1人1回限り	変更なし	新設等した事業所が、創業開始日の前後6か月の間に新たに雇用された従業員で1年間雇用した者の人数に応じ助成する制度 (石巻市に住所を要する者が対象)	109,000,000	109,000,000	0	生成AIなどの活用が活発となり、データセンターなど大規模投資の動きが活発となってきており、情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金では、企業側に対するインセンティブとはならぬいため、分離し、指定企業者に追加する。 【参考】中規模程度のデータセンターを誘致した場合 設備投資額150億円と試算する。 15,000,000,000円×0.7×1.4%
③ 上水道料金助成金	対象：新設のみ 二線堤海側、半島沿岸部のみ 助成金：上水道料金または淡水化、地下水利用の維持・運営費の50%（限度額1,000万円/年） 期間：5年間	対象：新設のみ 二線堤海側、半島沿岸部のみ 変更なし	1年間に支払った上水道料金、又は、海水や地下水を事業の用に供するため設置した設備の維持管理及び運用に要した経費に対し助成する制度 (石巻市に工業用水道がないため) 【参考】県内の工業用水道供給地区仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、大崎市、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、加美町	65,700,421	75,700,421	10,000,000 範囲拡大のため 1件を見込む	民有地等取得費等助成金を新設することに伴い、市全域において、水を大量に使用する製造業等の立地が見込まれることから、地域の範囲を拡大する。 【参考】月1万m ³ 使用する工場の場合（概算） 上水道（石巻） 約250～300万円 上水道（仙台） 約280～330万円 工業用水道 約30～50万円 ▶ 年間数千万円差
④ 市有地取得費助成金 【（旧）用地取得費助成金】	対象：新設、増設、移設 二線堤海側、半島沿岸部のみ 助成金：限度額1億円 (分譲m ² 単価-12,000円/m ²) × ①新設 50%×分譲面積 ②増設・移設 25%×分譲面積 期間：1回限り	対象：新設、増設、移設 二線堤海側の市有地、半島沿岸部の市有地のみ 助成金：限度額1億円 (分譲m ² 単価-14,000円/m ²) × ①新設 50%×分譲面積 ②増設・移設 25%×分譲面積 変更なし	新設等した事業者が、特定区域内の用地を取得した場合に助成する制度 (上釜・下釜産業ゾーンのm ² 単価が県内産業団地のm ² 単価より割高となっていることから、県内平均m ² 単価を上回った額を対象)	143,935,821	130,025,721	▲ 13,910,100 県産業用地単価平均が増となつたことによるもの	県内主要工業団地の平均単価の変更に伴い改正 ・令和3年改正時 12,000円（令和2年度価格） ※高額地区を除く 泉パークタウン・ソフトパーク(45,866円) 成田南(38,000円) ・令和8年改正時 14,000円（令和6年度価格） ※高額地区を除く 泉パークタウン・ソフトパーク(35,700円)
⑤ 【新】 民有地等取得費等助成金		対象：新設、増設、移設 民有地、国または県有地 助成金：①+② 限度額1億円 ①(分譲m ² 単価-14,000円/m ²) ×25%×分譲面積 ②造成費×10% 期間：1回限り	【新規】 市有地の供給が進む中、現在の空き画地は狭小で不整形の土地が多く、進出したい企業に対応できないケースが増えていることから、市で造成すると高額負担が強いられるため、民間で所有する土地を有効活用することを目的に新設した制度 ・市有地の状況 169画地中 101画地供給済 ・空画地の状況 68画地中 整形7画地 5,000m ² 以下の画地60画地	0	100,000,000	100,000,000 新規1件を見込む	高額負担となる市造成での団地形成ではなく、民間等で所有する土地の有効活用及び居抜き物件の活用促進を目的とし、新たに制定
事業継続対策助成金	対象：新設、増設、移設 二線堤海側、半島沿岸部のみ 助成金：自家発電、土盛・嵩上工事費×50% 限度額1,000万円 期間：1回限り	廃止 (活用実績なし)	災害などの緊急事態が発生した際、事業継続が可能となる設備を設置した場合に助成する制度 【対象事業】 ・自家発電装置、蓄電池等の設置、データ管理用サーバー・データバックアップシステム導入、緊急地震速報システム等	0	0	0	部材高騰により、通常使用しない設備の設置は助成制度を活用したとしても、企業負担が大きいため、制定から現在まで活用実績がないため、廃止する。
⑥ 環境対策助成金	対象：新設のみ 助成金：太陽光発電、公害防止設備、空気調和設備等 設置費×50% 限度額1,000万円 期間：1回限り	対象：新設、増設、移設 変更なし	新設された工場等の営業の開始に伴い、太陽光発電を始めとした各種発電設備や排煙、排気及び排水等の環境対策のための設備を設置した場合、また、空気調和システム等の職場環境の適正管理のための設備を設置した場合に助成する制度	20,000,000	30,000,000	10,000,000 範囲拡大のため 1件を見込む	増設や移設においても、太陽光など環境に配慮した設備を設置する企業が増加したため、範囲を拡大する。
⑦ 情報関連・ バックオフィス等 企業立地促進 助成金	対象：新設、増設、移設 助成金：(1)+(2)+(3) (1)投下固定資産額×10%（限度額1,000万円） (2)月額賃料×10%×12か月（限度額100万円/年） (3)新規雇用者を1年間雇用した場合 ①新設 100万円/人（限度額なし） ②増設、移設 20万円/人（限度額なし） ※二線堤海側、半島沿岸部 40万円/人 期間：(1)1回限り (2)5年間 (3)1回限り	変更なし	初期投資額が小さく従来の制度では投下固定資産額の要件を満たさないケースが多かった情報関連及びバックオフィス関連産業が新設等をする場合に助成する制度	0	10,000,000	10,000,000	

令和8年度の財政効果 計 880,518,642 845,126,342 ▲ 35,392,300

宮城県内各自治体との制度比較（企業立地助成金除く）

自治体	新たに創設	既存制度							
	民有地等取得費等助成金	企業立地助成金	投資助成金 (設備投資に対する助成)	雇用奨励助成金	上水道料金助成金	市有地取得費助成金 (旧 地用取得費助成金)	環境対策助成金	事業継続対策 助成金(廃止)	情報開連・パックオフィス等 企業立地促進助成金
1 仙台市	なし	新設投資に係る固定資産税等相当額の100% 3年間 ※加算地域+1年、復興特区（蒲生）+2年	新設投資に係る固定資産税等相当額の100% 限度額1,000万円 1年間（中小企業者のみ）	新規雇用者数×10万円（限度5,000万円）、60万円、100万円（限度なし）※業種・雇用形態による	なし	なし	なし	なし	・固定資産税額×100% 3年又は5年（復興特区等の加算） ・新規雇用者×10万円（限度5,000万円）、60万円、100万円（限度なし）※業種・雇用形態による
2 石巻市 (改正後)		下記①+②（限度1億円） ①（民地等取得費/m ² -14,000円） ×用地取得面積×25% ②土地造成費×10% (開発行為を伴う造成に限る)	固定資産税全額（限度2億円） ①固定資産額 ア 土地、家屋 5年間 イ 債却資産（対応年数ごと） ・20年以上 5年間 ・10年以上20年未満 4年間 ・5年以上10年未満 3年間 ※脱炭素推進企業は各項目1年間延長	限度額なし ・新設 新規雇用者×100万円/人 ・増設・移設 新規雇用者×20万円/人 ※二線提海側・半島沿岸部は40万円/人 新設のみ	上水道料金または淡水化、地下水利用 の維持・運用費×50% 限度1,000万円 5年間 ※脱炭素推進企業は各項目1年間延長	二線提海側・半島沿岸部の市有地 (分譲単価-14,000円) × ①新設 50%×分譲面積 ②増設・移設 25%×分譲面積 限度1億円 新設のみ	太陽光発電、公害防止設備、空気調和設備 設置費×50% 限度1,000万円 1回限り	なし	①+②+③ ①固定資産額（限度2億円） ア 土地、家屋 5年間 イ 債却資産（対応年数ごと） ・20年以上 5年間 ・10年以上20年未満 4年間 ・5年以上10年未満 3年間 ②額賃料×10%×12月（限度100万円/年） ③新規雇用者（限度なし） ・新設 新規雇用者×100万円/人 ・増設・移設 新規雇用者×20万円/人
3 塩竈市	なし	固定資産税の25%相当額 5年間	なし	新規雇用者数×10万円	なし	なし	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
4 気仙沼市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 (取得価格1,000万円以上の家屋・債却資産に限る) 5年間	なし	新規雇用者数×20万円	なし	取得価格×25% 限度1億円	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
5 白石市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税・都市計画税相当額 5年間	固定資産税評価額×10% 特定区域：限度額1億円 その他：限度額2,000万円	新規雇用者数×20万円（限度600万円）	なし	取得価格（土地に限らず）×10% 限度（特定区域：1億円、その他：2,000万円）	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
6 名取市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 3年間（集積業務等は5年間）	なし	新規雇用者数×10万円	水道開発負担金×50%（集積業種等75%）	取得価格×5%、集積業種等：8.5% 限度1億円	緑化面積×35/m ²	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
7 角田市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税・都市計画税相当額 5年間	なし	新規雇用者数×10万円（限度なし） 新規学卒×15万円（限度なし）	なし	取得価格×10%、特定区域：30% 限度1億円	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
8 多賀城市	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
9 岩沼市	なし	固定資産税・都市計画税相当額 3年間（限度額1億円/年）	なし	新規雇用者数×20万円（限度1,000万円）	なし	なし	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
10 登米市	なし	固定資産税相当額 3年間	投下固定資産額又は課税標準額のいいずれか低いほうの 20%（限度額3,000万円～2億円※条件による）	新規雇用者数×20万円（限度なし）	上水道料金×30%、（限度500万円/年） 3年間（市工業団地へ新設は加算有り）	取得価格×20%（市工業団地のみ）	緑化及び環境施設を設置した経費×30% (限度500万円)	なし	①投資奨励：当課固定資産額×10%（上限300万円） ②雇用促進：1人につき5万円（上限30万円） ③通信回線使用料：12か月分の通信回線使用料の1/6を 交付（上限50万円）
11 栗原市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 3年間	投下固定資産 新規雇用人数 交付額 限度額 5千万円以上 3人 取得価格×10% 3千万円 1億円以上 5人 取得価格×10% 5千万円 2億円以上 10人 取得価格×15% 7千万円 3億円以上 15人 取得価格×15% 1億円 5億円以上 20人 取得価格×20% 2億円	新規雇用者数×10万円（限度500万円）	なし	取得価格（土地に限らず）×5、10、15、20% (限度1,000万円、3,000万円、1億円、3億円) ※投下固定資産額、雇用人数に応じて	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
12 東松島市	なし	固定資産税相当額+年間賃借料×3×1.4% 5年間	なし	新規雇用者数×30万円（限度750万円）	【上水道】水道基本料金、3年間 【地下水】事業費×500万円（限度200万円）	なし	緑化経費×30%（限度200万円） 防音事業費×50%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
13 大崎市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	なし	投下固定資産 新規雇用人数 交付額 限度額 5千万円以上 3人 取得価格×10% 3千万円 1億円以上 5人 取得価格×10% 5千万円 2億円以上 10人 取得価格×15% 7千万円 3億円以上 15人 取得価格×15% 1億円 5億円以上 20人 取得価格×20% 2億円	新規雇用者数×20万円、短時間10万円 (限度2,000万円)	なし	取得価格×15、25、30%（限度1,000万円、 4,000万円、1億円）※面積による ※工事、工業、準工、都市計画区域外に限る	なし	なし	・投下固定資産額×10%（限度1,000万円） ・新規雇用者数×20万円（限度1,000万円） (通常の支援制度でも対象業種)
14 富谷市	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額+年間賃借料×3×1.4% 3年間	なし	新規雇用者数×10万円（限度1,000万円）	なし	製造業等：用地取得費の15% 情報通信業：用地取得費の10% 運輸業等：用地取得費の5% ※工業用地等に限 る	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
15 蔵王町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 5年間	なし	新規雇用者数×20万円 新規学卒×20万円	なし	取得価格×10%（限度1億円）	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
16 七ヶ宿町	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
17 大河原町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 5年間	なし	新規雇用者数×10万円 新規学卒×15万円 転入常用雇用者数×20万円（限度500万円）	なし	取得価格×10%（限度5,000万円）	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
18 村田町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 5年間	なし	新規雇用者数×10万円 新規学卒×15万円 転入常用雇用者数×20万円（限度500万円）	なし	取得価格×20%（限度5,000万円）	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
19 柴田町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 5年間	なし	新規雇用者数×10万円 新規学卒×15万円 転入常用雇用者数×20万円（限度500万円）	なし	取得価格×10%（限度1億円）	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
20 川崎町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	※税制優遇（課税免除） 3年間（過疎法の適用を受ける事業者）	新規雇用者数～10人：100万円 3千万円以上 投下固定資産額×1% 5千万円 1億円以上 投下固定資産額×3% 5千万円 3億円以上 投下固定資産額×5% 5千万円 5億円以上 投下固定資産額×7% 5千万円 ※移設・増設は助成金額×50%	なし	取得価格×10%（限度1,000万円）	なし	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
21 丸森町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税×30%限度 3年間	1億円以下 取得額×20% 限度額 1,000万円 1億円以上 取得額×10% 限度額 2億円	新規雇用者数×10万円 新規学卒×15万円（限度200万円）	なし	投下固定資産額（土地以外含む）×20%、10% (限度1,000万円、2億円) =～R8. 3. 31	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
22 巨理町	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
23 山元町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 3年間	なし	新規雇用者数×10万円（限度500万円）	上水道料金×30%（限度500万円/年） 3年 上水道加入金×50%	取得価格×10%（限度1億円）	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
24 松島町	なし	※税制優遇（課税免除） 3年間（過疎法の適用を受ける事業者）	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
25 七ヶ浜町	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
26 利府町	なし	固定資産税相当額 3年間（限度額1億円/年）	なし	新規雇用者数×10万円（限度1,000万円）	なし	なし	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
27 大和町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 3年間（投下固定資産額50億円以上は5年間）	投下固定資産額×3%（限度額1億円）	新規雇用者数×10万円	なし	取得価格×15%（限度2億円）※第一仙台北部中 核工業団地、大和リサーチパーク	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
28 大郷町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	固定資産税相当額 3年間	なし	新規雇用者数×10万円×3年間（限度300万円）	なし	取得価格×15%（限度1億円）	なし	なし	なし
29 大衡村	なし	なし	なし	新規雇用者数×8万円（限度800万円）	なし	用地取得費×15～25%（限度3億円）※第二仙台 北部中核工業団地	なし	なし	なし
30 色麻町	なし	固定資産税相当額 3年間	なし	新規雇用者数×30万円	なし	なし	なし	なし	なし
31 加美町	なし	なし	なし	新規雇用者数×10万円（限度200万円）	なし	なし	なし	なし	なし
32 涌谷町	なし	なし	なし	新規雇用者数（町内在住）×30万円 新規雇用者数（町外在住）×15万円	なし	なし	なし	なし	なし
33 美里町	なし	固定資産税相当額 3年間	なし	新規雇用者数（町内在住）×10万円 新規雇用者数（町外在住）×5万円（限度500万 円）	なし	なし	緑化経費×50%（限度500万円）	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
34 女川町	用地取得費助成に包含（居抜き改修等の加算 メニューなし）	※税制優遇（原発地域特別措置法、不均一課税） 初年度 税率0.14% 2年度 税率0.35% 3年度 税率0.70%	新規雇用者数×20万円（限度500万円） 転勤により転入した場合は30万円/人	なし	取得価格（土地に限らず）×20%（限度2億円） ※町外企業が初めて立地した場合は30% ※新規雇用者が20人（中小企業は15人）以上の 場合は交付限度額3億円	緑化経費×30%（限度200万円）	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
35 南三陸町	なし	固定資産税相当額 5年間	新規雇用者数（地元）×10万円	なし	なし	なし	なし	なし	なし（通常の支援制度の対象業種）
	居抜き物件の改修や土地の造成に対して助成 する自治体は石巻市のみ	石巻市を含め、27団体で該当 (うち4団体が、税制措置)	7団体で該当（石巻市該当なし）	石巻市を含め、30団体で該当	石巻市を含め、5団体で該当	石巻市を含め、20団体で該当	環境対策：石巻市を含め、3団体で該当 緑化推進：石巻市を含め、12団体で該当	石巻市のみ該当	個別制度：石巻市を含め、4団体で該当 対象業種：20団体で該当 該当なし：11団体